

令和2年度

「武雄市多拠点居住促進事業補助金」補助事業者

応募要領

募 集 期 間

令和2年7月1日～令和2年7月31日

武雄市住まい支援課

電 話：0954-23-9221

メール：sumai@city.takeo.lg.jp

1. 補助金及び事業目的

本事業は、本市にある空き家等の地域資源を有効活用し、新たな交流の場として多拠点居住施設を創出することにより、武雄市を多拠点居住地として選択した者が武雄市の魅力を感じ、情報を発信することで、移住定住の促進、にぎわいの創出及び地域の活性化を図ることを目的としています。

日本全体で人口が減少する中、新型コロナウイルス感染症等の影響により、今後は1カ所の拠点にとらわれず、2カ所以上の生活の拠点をもち生活を行う多拠点居住の需要がさらに高まると予測されます。

今後、本市においては、多様なライフスタイルの視点を持ち、本市への人の誘致・移動を図るため多拠点居住を推進していくこととしています。

今回、本事業を推進するにあたり、所有する空き家等を多拠点居住施設として利用するために改修する者を募集します。

なお、本事業については全国で多拠点居住を展開する事業者（以下、多拠点居住展開事業者と言います。）と協働で行うこととしています。

2. 用語の意味

空き家等：現に人が居住していない、もしくは居住しなくなる予定である建物、又は現在はゲストハウスの用に供しているものの今後多拠点居住施設としても利用していく予定である建物。

3. 補助対象者

補助対象者は下記の要件を満たすものとします。

多拠点居住展開事業者に空き家等の物件に関する情報を登録し、多拠点居住展開事業者による審査の結果、空き家等を多拠点居住施設として利用する契約に至った者であること。

4. 補助事業（空き家等改修）の要件

補助金の対象となる事業は、空き家等を多拠点居住施設として改修する費用とし、以下のすべてを満たすものとします。

- (1) 空き家等の改修箇所等について、多拠点居住展開事業者と調整されていること。
- (2) 令和3年4月1日までに多拠点居住施設として運用を開始すること。
- (3) 改修後の空き家等は、賑わい創出の場となるよう多拠点居住施設運営をサポートする者（空き家等の所有者が担うこともできます。）を配置すること。（詳細は多拠点居住

展開事業者ホームページにて確認ください。)

- (4) 改修後においても注意をもって当該空き家等を管理するとともに、多拠点居住者が当該空き家等を快適に利用できるように適正に管理すること。

5. 補助金の内容

空き家等を多拠点居住施設として改修する費用の一部について補助金を交付します。

補助率	補助対象経費の2分の1
補助限度額	100万円
補助件数	1件(審査があります)

※補助金額における1,000円未満の端数は切り捨てます。

6. 補助対象経費

区分	内容
資材費	申請者が自ら施工する場合の改修に必要な材料の購入に要する経費
改修工事費	内装、外装、給排水、電気、ガス等の設備の改修工事、耐震性を向上させる工事、多拠点居住の施設運営を行う上で必要となる造作工事、外構工事に要する経費及び通信環境整備に係る経費
設計等委託料	改修に係る設計・監理業務の委託に要する経費
撤去・処分費	改修に係る家財道具等の撤去・処分に要する経費
備品購入費	多拠点居住施設運営において2年以上使用し、かつ保全できる物品を購入する経費
その他の経費	市長が必要と認める経費(食糧費等の個人消費的経費を除く)

※改修事業については、武雄市内に本店又は支店を置く法人もしくは武雄市内に住所を置く個人事業者に請け負わせる改修である必要があります。ただし、申請者が自ら施工する場合はこの限りではありません

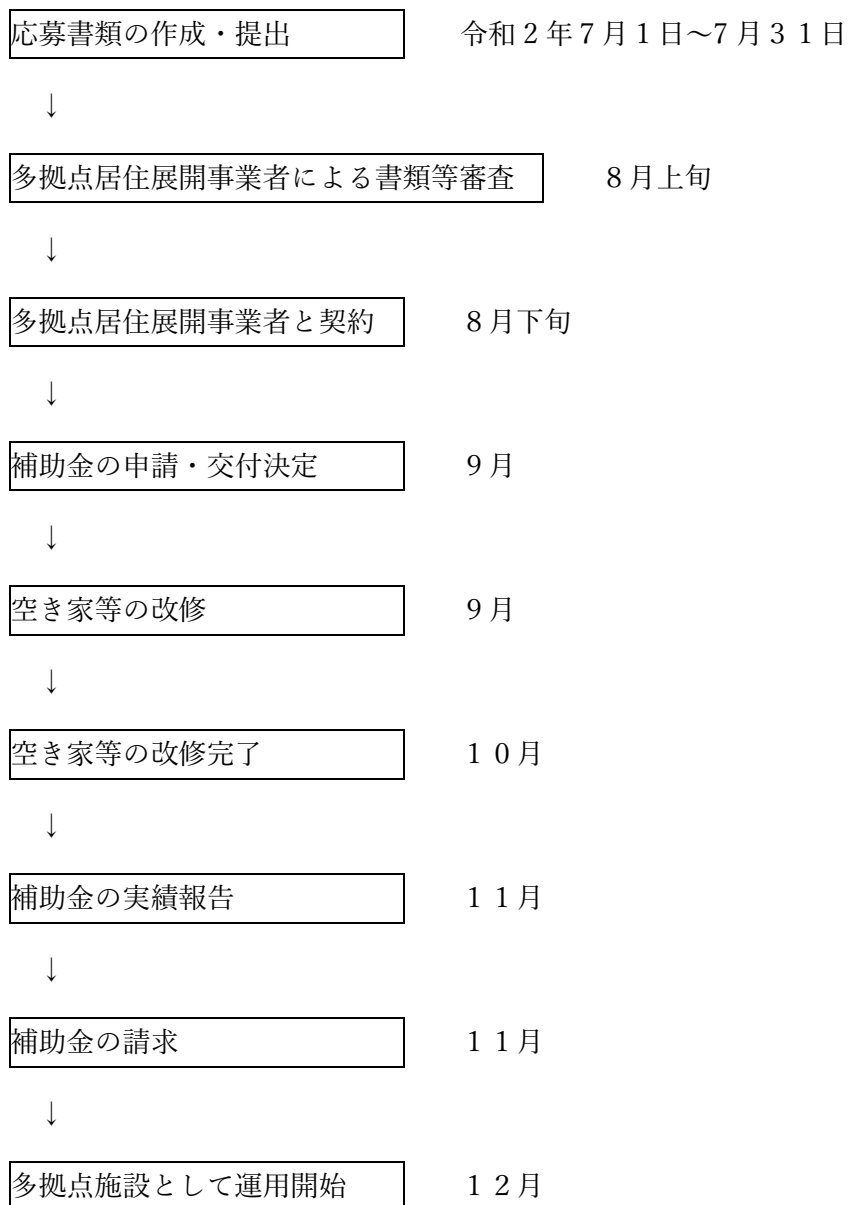
7. 応募条件

下記に全て該当する必要があります。

- ・空き家等まで公共交通機関を利用できること、または車での移動の場合、駐車場が空き家等の付近にあること(駐車料金は有料、無料を問いません)。
- ・4カ所以上の個室がある、または改修により設けることができること

8. 全体の流れ

下記スケジュールは参考であり、改修期間等により異なります。



9. 応募方法

(1) 応募者

武雄市内に空き家等を有する者またはその関係者。

(2) 応募方法

武雄市 住まい支援課 にご連絡ください。

電 話：0954-23-9221

メール：sumai@city.takeo.lg.jp

武雄市 住まい支援課に連絡いただいた後、多拠点居住展開事業者の専用サイトに応募いただくこととなります。

(3) 募集期間

令和2年7月1日（水）～令和2年7月31日（金）

(4) 問い合わせ先

武雄市 住まい支援課

電 話：0954-23-9221

メール：sumai@city.takeo.lg.jp

F A X：0954-23-3816

(5) 秘密の保持

多拠点居住展開事業者に提出された内容について、多拠点居住展開事業者から武雄市に情報が共有されます。

(6) 審査

多拠点居住展開事業者により審査が行われ、1件が補助事業の対象となります。当該事業者より、8月15日（土）までに連絡がない場合は不採用となります。